

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則

〔制定 平成 2 年公安委員会規則第 4 号〕
〔改正 平成10年公安委員会規則第 7 号〕
(原文縦書き)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成 2 年岐阜県条例第 2 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第 2 条 条例第 2 条第 7 号に規定する公安委員会規則で定める拡声機の使用は、電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関し緊急の広報活動として行われる拡声機の使用とする。

(身分を示す証票)

第 3 条 条例第 8 条第 2 項に規定する警察官の身分を示す証票は、警察手帳とする。

附 則(平成 2 年 4 月17日公安委員会規則第 4 号)

この規則は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成10年 7 月 1 日公安委員会規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。